

南丹市美山エコツーリズム推進全体構想の概要

目的

京都市の中部に位置する南丹市美山町では、大正10年（1921年）から京都大学の演習林として管理され、ブナやスギ等の天然林が広範囲に残る芦生研究林を代表とする豊かな自然環境と、かやぶき民家が群在する美しい日本の原風景の中でエコツーリズムの推進に取り組んできた。

今般、更なるエコツーリズムの推進を図るために、「豊かな自然や伝統文化、地域産業を都市との連携で守り育てる愉快的な田舎」をテーマとし、地域へ訪れた都市住民との交流を深め、地域の宝を共有することにより、地域に暮らす一人ひとりが伝統文化を守り次世代へ送り届けることを目的とし、「南丹市美山エコツーリズム推進全体構想」を作成したものの。

概要

■ エコツーリズムを推進する地域（法第5条第3項第1号関係）

南丹市美山エコツーリズムを推進する地域は、美山町全域とし、地域文化や歴史遺産などと多彩な自然・景観を組み合わせたプログラムを開発し、住民の意識と意欲を高めながら住民参加型のエコツーリズムを推進する。

■ エコツーリズムの対象となる主たる自然観光資源の名称及び所在地（同項第2号関係）

法第2条第1項の自然観光資源の定義に即し「動植物の生息地又は生育地その他の自然環境に係るもの」「自然環境と密接な関係を有する風俗慣習その他の伝統的な生活文化に係るもの」に区分し、それぞれ主な自然観光資源を設定。

○主な自然観光資源

（自然環境に係るもの）

- ・「イヌワシ」「オシドリ」「ツキノワグマ」「ヤマネ」などの鳥獣
- ・「リュウキンカ」「サンインシロカネソウ」「ヤシャビシヤク」などの植物
- ・「芦生研究林」「由良川」などの地形・地質、自然景観 等

（風俗慣習、伝統的な生活文化に係るもの）

- ・「^{かしはら}檜原の田楽」「^{いりもや}北山型入母屋造りのかやぶき民家」「西の鯖街道」など風俗慣習、歴史的資源

■ エコツーリズムの実施の方法（同項第3号関係）

○ルール

エコツーリズムの推進のため、次の4点に対しルールを設定。

- ① 野生動植物とその生息地、生育地
- ② 景観、史跡、建造物、伝統文化（伝統芸能、伝統民族等）
- ③ 環境全般
- ④ ツアーの参加者の安全対策

○案内（ガイドンス）及びプログラム

3つの基本項目に即したツアープログラム

- ① 自然や景観、生物多様性を守り、伝統的文化や民族の継承に役立つ内容の企画
- ② 旅行者や住民の考えや行動が、自然や環境と調和する理念の形成に役立つ内容の企画
- ③ 旅行者のみならず、エコツアー受け入れの体験を通じて、地域住民が自然や景観、日常の生活の営みを熟視し価値観を形成する事につながるような内容の企画

○モニタリング及び評価

モニタリングの対象は、動植物、生息地・生育地、森林環境、河川環境、その他の自然観光資源の5つに区分するとともに、モニタリング実施主体を、ツアー実施者、動植物や生態系の専門家、文化財や伝統文化の専門家等8つに区分する。

モニタリングは年1回実施し、専門家が評価し必要に応じて改善を提案する。

■ 自然観光資源の保護及び育成のために講ずる措置（同項第4号関係）

南丹市美山エコツーリズム推進全体構想に定めた自然観光資源のモニタリングに基づき、ツアー実施による影響や変化、問題点等を把握し、評価や改善方法を協議・確認して自然観光資源の保護及び育成に向けた措置を講ずる。

■ 推進協議会に参加する者の名称又は氏名及びその役割分担（同項第5号関係）

南丹市、事業者、地域住民、NPO法人、土地所有者等、その他エコツーリズムに関連する活動に参加する者並びに関係行政機関及び関係地方公共団から構成。

■ その他エコツーリズムの推進に必要な事項（同項第6号関係）

○環境教育の場としての活用と普及啓発

次の5つに留意し環境教育に貢献していく。

- ① エコツアー実施者の環境問題についての理解を深める
- ② 体験を通じて自然への理解を深める
- ③ エコツアーに環境問題を考えるプログラムを設定する
- ④ 地域住民に対する普及啓発の方法
- ⑤ エコツーリズムによる子供たちへの環境教育の推進

○他の法令や計画との関係及び整合

景観法や道路法などの関係法令に配慮しながら実施する。

○農林水産業や土地所有者との連携及び調和

農林水産業や土地所有者などと連携してエコツーリズムを推進することにより、地域産業の活性化やエコツアーの内容の充実につながるプログラムを企画する。

○地域の生活や習慣への配慮

地域住民の生活や慣習に影響を及ぼすことのないよう、ツアー実施者は、敷地や農地に立ち入る場合には事前に承諾を得る。

○安全管理

ツアー関係者は、事前の安全対策の徹底、保険加入の推奨、ツアー参加者への注意喚起、スタッフ間の情報共有、定期的な安全研修会等の安全対策を実施。

○全体構想の公表

全体構想の作成、変更、廃止を行ったときは広く一般に周知する。

○全体構想の見直し

概ね5年ごとに全体構想の見直しを実施。